

現行会則		改定会則	
第1条 (名称)	本フィットネスクラブはINSPAと称します。	第1条 (定義)	本会則は、フィットネスクラブ「INSPA」・「CALDO」(以下総称して「本クラブ」という)の会員及び会員であった方(以下総称して「会員」という)並びに本クラブに入会しようとする方に適用します。
第2条 (運営・管理)	INSPAは株式会社ロックス(以下「当会」と記します)が管理運営の主体となります。	第2条 (運営・管理)	本クラブは株式会社ロックス及び株式会社ロックスが管理運営を委託した会社(以下「会社」という)が運営・管理を行います。
第3条 (目的)	INSPAは会員が本フィットネスクラブ(「以下「当クラブ」と記します)および店舗内各施設を利用することによって、お客様が追及する健康および美容の維持、増進を図ることを目的とします。	第3条 (目的)	本クラブは、会員が本クラブ施設を利用することによって、会員が追及する健康及び美容の維持、増進を図ることを目的とします。
第4条 (会員制度)	1. 本クラブは会員制とします。 2. 本クラブ施設を利用する方(以下「会員」と記します)は、本会則に基づく入会契約を当社と締結するものとします。本契約は会員として在籍する期間において有効とします。 3. 本クラブを利用の際に、会員は必ず当社の発行する会員証を提示するものとします。 4. 本クラブの会員に属していない方に関して、本会則およびINSPA各店舗が規定する施設利用約款を遵守、およびかつ本クラブが規定する施設使用料の支払をした方(以下「ビジター」という)においては限定的な施設及びサービスの利用を行うことを認めます。ビジターの施設利用について、会員はこれに異議を述べないものとします。	第4条 (会員制度)	1. 本クラブは会員制とします。 2. 本クラブに入会を希望される方は、本会則に基づく入会契約を会社と締結するものとします。本会則及び入会契約は会員として在籍する期間(及び退会後も本会則・入会契約が定める範囲)において有効とします。 3. 会員は、入会する際に本クラブ店舗ごとに定められた会員種別を選択し、当該種別所定の利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。 4. 本クラブは、会員の種別及びその内容を設定もしくは変更または廃止することがあります。
		第5条 (会員証)	1. 本クラブは会員に対し、会員証を発行します。 2. 会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示しなくてはなりません。 3. 会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。 4. 会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに再発行の手続きをしなければなりません。 5. 会員は、会員資格を喪失した場合は、速やかに会員証を返却しなければなりません。
第5条 (会員及びビジターの種類及び権利)	1. 本クラブの会員及びビジターの種類及び権利は別に定めません。 2. 本クラブは、必要に応じて会員及びビジターの種類を新規に設定し、又は廃止することがあります。かかる場合、本クラブは事前に所定の方法で表示するものとし、会員及びビジターはこれに異議を述べないものとします。		第4条(会員制度) 第6条(ビジター)
		第6条 (ビジター)	1. 会員が同伴する会員以外の方及び会社が適当と認めた会員以外の方(以下総称して「ビジター」という)は、以下の条件を全て満たす方に限り、店舗施設を利用することができます。 ①第8条の会員資格に準じる方 ②クラブ利用に際し、別に定めるビジター利用料をお支払いいただいた方 2. 会員は同伴したビジターの店舗施設利用中の行為について一切の連帯責任を負います。 3. ビジターには、本会則を準用します。この場合、本会則中「会員」を「ビジター」と読み替えるものとします。
第6条 (利用方法)	会員及びビジターは本クラブの施設利用について、本クラブが別に定める施設利用約款に従うものとします。	第7条 (施設の利用)	会員は、別途定める会員種別ごとの内容でのみ本クラブを利用できるものとします。なお、自らの種別以外の内容で本クラブを利用する場合は別途料金を支払うものとします。
第7条 (入会資格)	1. 本クラブの会員は次の各号の全部に該当する方に限ります。 ①年齢満16歳以上の方。ただし未成年者の場合、入会についてその親権者の同意のある方。なお16歳未満の会員については親権者もしくはそれに相当する成年の方が本クラブ会員として在籍していることが条件となります。ただし、ベビーレッスンやキッズスクール参加のための会員登録では年齢制限はないものとします。 ②本クラブ会則の定める諸規定を遵守される方。 ③暴力団又は反社会的な組織の関係者でない方。 ④刺青のない方。ただし、本クラブが別途定める基準に準じて認めた場合は除きます。 ⑤医師等により運動又は本クラブが提供するサービスの利用を禁じられていない方。ただし、本クラブが別途定める基準に準じて認めた場合は除きます。 ⑥妊娠していない方。ただし、本クラブが別途定める基準に準じて認めた場合及びマタニティスクールへの参加は除きます。 2. 前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、本クラブは理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、入会希望者及び会員はこれに異議を述べないものとします。	第8条 (入会資格)	本クラブの入会資格は、以下の項目全てを満たした方とします。 ①本会則及び諸規定を遵守される方。 ②本クラブの店舗ごとに定めた年齢以上の方。 ただし、未成年者の場合、入会についてその親権者の同意のある方。 なお16歳未満の方の入会については親権者もしくはそれに相当する成年の方が本クラブ会員で在籍していることが条件となります。 ③暴力団または反社会的な組織の関係者でない方。 ④刺青(ファッションタワーを含む)のない方。 ⑤医師等により運動または本クラブが提供するサービスの利用を禁じられていない方

現行会則	改定会則
<p>3. 本クラブの管理もしくは秩序の維持上、会員として一般的な社会的規範の遵守もしくは良識を欠くと判断した入会希望者及び会員に関しては、本クラブは理由を示すことなくその入会をお断りし、又は除名させる権限を有するものとし、入会希望者及び会員はこれに異議を述べないものとします。</p> <p>4. ビジターの本クラブの利用資格においても第1項及び第3項の規定に準拠します。</p> <p>5. 第1項1号もしくは4号の要件を欠く方であっても、本クラブの判断と裁量により入会を認める場合があります。その裁定にあたっては会員、入会希望者及びビジターはこれに異議を述べないものとします。</p>	<p>⑥心臓病、高血圧症、精神病及びこれに類する疾患のない方</p> <p>⑦妊娠していない方</p> <p>⑧感染症及び感染性のある皮膚病のない方</p> <p>⑨スポーツクラブ等、会員制の団体より除名等の処分を受けたことのない方</p> <p>⑩その他、本クラブまたは会社が会員として適さないと判断した以外の方。</p> <p>2. 前項各号の要件を欠く方であっても、本クラブまたは会社の判断により入会を認める場合があります。</p>
<p>第8条 (入会手続)</p> <p>1. 会員の資格は、入会希望者が本クラブ所定の入会申込書により手続を行い、それに伴う本クラブの入会承認を得たうえで、本クラブへの指定の費用払い込みを確認したときに発生します。</p> <p>2. 未成年者が本クラブに入会するときは、その入会希望者の入会に同意した親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。</p>	<p>第9条 (入会手続)</p> <p>1. 会員の資格は、入会希望者が本クラブ所定の入会申込書により手続を行い、それに伴う本クラブの入会承認を得たうえで、所定の費用の払い込みを本クラブが確認したときに発生します。</p> <p>2. 未成年者が本クラブに入会するときは、その入会希望者の入会に同意した親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。</p>
<p>第9条 (入会費、諸会費)</p> <p>入会金及び諸会費は本クラブが別に定める金額とし、一旦支払われた入会金等は理由の如何を問わずこれを返還しません。</p>	<p>第10条 (入会金・諸会費)</p> <p>1. 入会金及び月会費、オプション料、レンタル料、レッスン料、トレーニング料（以下総称して「諸会費」という）は本クラブまたは会社が別に定めます。</p> <p>2. 諸会費は、会員が本クラブの施設等を利用する権利または会員資格を維持する権利を取得・維持するために支払うものであり、所定の期日までに納入していただきます。</p>
<p>第10条 (会費の決済)</p> <p>1. 会員は本クラブ利用にあたり本クラブが定める金額の会費を、本クラブ指定の手続き方法によって本クラブが定める期限までに支払うものとします。</p> <p>2. 会員は施設利用の有無にかかわらず、在籍する限りは指定の会費を支払わなくてはなりません。</p> <p>3. 会費は月単位で生じるものとし、利用終了月までの納入済みの月会費は、理由の如何にかかわらず返還しません。</p> <p>4. 会員は自分が所属している会員種別について、変更を希望する前の月の10日までに本クラブにて手続を行った場合、本クラブはその変更を認めます。</p> <p>5. 会費決済が行われていない会員に対して、決済が完了するまで本クラブは一時的に本クラブの全部または一部施設の利用を差し止めることができるものとし、その場合当該の会員およびその親権者はこれに異議を述べないものとします。</p>	<p>第11条 (諸会費の決済)</p> <p>1. 会員は本クラブ利用にあたり本クラブまたは会社が定める金額の諸会費を、口座振替の方法によって毎月27日に支払うものとします。</p> <p>2. 会員は施設利用の有無にかかわらず、在籍する限りは所定の諸会費を支払わなくてはなりません。</p> <p>3. 諸会費は月単位で生じるものとします。</p> <p>4. 諸会費決済が行われていない会員に対して、本クラブは決済が完了するまで一時的に本クラブの全部または一部施設の利用を差し止めることができるものとします。</p>
<p>第11条 (資格譲渡)</p> <p>会員は本クラブの会員資格を第三者に譲渡・貸与・質権その他の担保設定をすることはできません。</p>	<p>削除</p>
<p>第12条 (損害賠償責任)</p> <p>本クラブの施設利用中、会員もしくはビジターに財産上人身上その他の損害が発生した場合、本クラブに帰責事由なきとき本クラブは一切の責任を負わず、本クラブに帰責事由があるときもしくは本クラブに故意もしくは重過失ある場合を除き、1件あたり10,000円を以って責任の上限とします。</p>	<p>第12条 (損害賠償責任)</p> <p>1. 会員が本クラブの利用に際して生じた盗難、傷害その他の事故については、会社の責に帰すべき事由による場合を除き、本クラブまたは会社は一切損害賠償の責を負いません。</p> <p>2. 会員間に生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、本クラブまたは会社は一切その責を負いません。</p>
<p>第13条 (会員の賠償責任)</p> <p>会員又はビジターが本クラブ施設の利用中、第三者に損害を与えた場合、当該当事者がすべての責を負うものとします。当該会員又はビジターが未成年者の場合、親権者もまた当事者と連帯してその責を負うこととします。</p>	<p>第13条 (会員の損害賠償責任)</p> <p>会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。</p>
<p>第14条 (不介入)</p> <p>会員又はビジターが、本クラブ施設の利用中に第三者とトラブルを生じた場合、本クラブは施設管理に必要な範囲でのみ介入するものとし、当事者と第三者との間の任意交渉、仲裁、民事手続または刑事手続などにおいて、本クラブは協力義務等何らの義務を負わないものとします。</p>	<p>第12条 (損害賠償責任) 2項</p>
<p>第15条 (会員資格の喪失)</p> <p>1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、当然に会員資格を喪失します。</p> <p>①退会</p> <p>②除名</p> <p>③死亡（法人会員にあっては解散又は破産の申し立てを行ったとき）</p> <p>④第7条に定める入会資格を欠いたとき</p> <p>⑤本クラブの全部もしくは一部を閉鎖したとき</p> <p>2. 前項の4号に該当するか否かの判断にあたっては、本クラブは理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。</p> <p>3. 妊娠が確認された時点で会員資格はその期間に限り、一時的に会員資格を喪失します。ただし、マタニティーレッスンのみ参加できる会員種別登録者は除きます。</p>	<p>第14条 (会員資格の喪失)</p> <p>会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、当然に会員資格を喪失します。</p> <p>①第17条の退会手続が完了したとき</p> <p>②第15条により本クラブまたは会社に除名されたとき</p> <p>③会員本人が死亡したとき</p> <p>④第8条に定める入会資格を欠いたとき</p> <p>⑤運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき</p>

現行会則		改定会則	
第16条 (除名)	<p>1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本クラブの判断でその会員を本クラブから除名することがあります。会員は除名された時点で会員の資格を喪失します。</p> <p>①本クラブの会則または諸規則に違反した場合</p> <p>②本クラブの名誉又は信用を損ねる行為を行った場合</p> <p>③本クラブの秩序を乱した場合</p> <p>④会費等諸費用の支払いを怠った場合</p> <p>⑤その他本クラブの会員としてふさわしくないと認めた場合</p> <p>2. 前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、本クラブは理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。</p>	第15条 (除名)	<p>会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本クラブの判断でその会員を本クラブから除名することがあります。会員は除名された時点で会員の資格を喪失し、入会金、諸会費等に関する一切の金銭の返却はしないものとします。</p> <p>①本クラブの会則または会社が定めた諸規則に反する行為があった場合</p> <p>②本クラブの名誉または信用を損ねる行為または秩序を乱す行為があった場合</p> <p>③本クラブの施設等を故意または重大な過失により損壊した場合</p> <p>④法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があった場合</p> <p>⑤危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合</p> <p>⑥その他本クラブの会員としてふさわしくないと本クラブが判断した場合</p>
		第16条 (休会)	<p>1. 会員が自己都合により本クラブを利用できない場合は、毎月10日（応当日が休館の場合は前営業日）までに会員本人が本クラブが規程する休会届を提出することにより、翌月1日を始期として月単位で休会ができるものとします。 電話・Webメール・本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。</p> <p>2. 休会届を提出した会員は、会員資格の継続のために、店舗が別に定める金額を支払うこととします。</p> <p>3. 会員は休会期間中であっても本クラブ所定の書面による手続きにより復会できます。</p> <p>4. 休会期間は最大で3ヶ月間とし、期間経過後は自動的に元の会員種別へ復帰するものとします。この場合、復会月の会費は月の途中であっても全額支払うものとします。</p> <p>5. 本クラブ店舗もしくは会員種別によっては、休会制度が適用されない場合があります。</p>
第17条 (退会)	<p>1. 会員が自己都合で退会する場合は本クラブが定める期日までに本クラブが規定する退会手続きを完了させ、かつ未払いの会費等諸費用の決済を完了させた場合に退会とします。電話・Webメール・本クラブが規定する書式でない文書での退会申し出はこれを認めません。</p> <p>2. 会員の退会申し込み手続き期限は、本人が退会を希望する月の当月10日までとします。</p> <p>3. 会員は退会月の末日を以て退会するものとします。</p> <p>4. 退会月の会費は、実際の利用がなくてもこれを全額支払わなければなりません。</p> <p>5. 会費を3ヶ月以上滞納した場合は、本クラブは当該会員を除名することができます。但し、滞納分については全額支払わなければなりません。</p>	第17条 (退会)	<p>1. 会員が自己都合で退会する場合は、毎月10日（応当日が休館の場合は前営業日）までに会員本人が本クラブが規定する退会届の提出による退会手続きを完了させた場合に、当該月末をもって退会とします。</p> <p>電話・Webメール・本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。</p> <p>2. 退会届の提出が第1項所定の期日を過ぎた場合には、翌月末日をもって退会となります。</p> <p>3. 退会月の諸会費は、実際の利用がなくてもこれを全額支払わなければなりません。</p> <p>4. 会員は退会手続きが完了するまでの間の諸会費を支払う義務があり、諸会費に未納金がある場合には退会後であっても全て完納するものとします。</p> <p>5. 会員が諸会費を3ヶ月以上滞納し、本クラブまたは会社から催告を受けたにもかかわらず支払わない場合には、退会とします。</p>
		第18条 (会費の返金)	<p>1. 一旦納入いただいた諸会費は、本会則、入会契約もしくは法令の定めまたは本クラブまたは会社が認める止むを得ない理由がある場合を除き、返金いたしません。</p> <p>2. 会員が入会后、第4条に定める入会契約所定の利用開始日以前に入会取り消しの申し出をする場合は、本クラブの定めたキャンセル料を支払うものとし、お支払済み諸会費との差額を返金するものとします。</p> <p>3. 本クラブが別途定める在籍継続期間に係る条件を充たし諸会費の割引特典が適用されていた場合で、当該在籍継続期間に係る条件を充たす前に退会となった場合、当該特典は無効となり、経過期間については入会時に遡って精算し、正規の諸会費との差額を支払うものとし、お支払済み諸会費との差額を返金するものとします。</p> <p>4. 会員が諸会費を複数月前払いしている場合において、その期間中に退会した場合の諸会費返金については、本クラブまたは会社が別途定める基準によるものとします。</p> <p>5. 妊娠を理由に退会する場合には、その届出日（母子手帳を提示していただきます。）を退会日とし、退会月の月会費は日割り計算し返金します。</p> <p>6. 傷病を理由に退会する場合には、その届出（運動の禁止または運動不能であることを証明する医師の診断書を提示していただきます。）がなされた月の月末を退会日とし、支払済みの翌月会費を返金します。</p>
第18条 (休業日及び臨時の営業時間変更)	<p>本クラブは次の各号のいずれかに該当する場合、施設を休業もしくは営業時間の一時的な変更を行うことができるものとします。</p> <p>1. 本クラブが定める休業日</p> <p>2. 年末年始、5月第1週及び夏季の休業日</p> <p>3. 施設の補修、保守・点検又は改修をする場合</p> <p>4. 本クラブの主催するイベント又は従業員研修などにより本クラブが必要とする場合</p> <p>5. その他本クラブが休業を必要と判断した場合</p>		<p>第22条（店舗の閉鎖・休業） 施設利用約款第4条（利用可能日時）</p>

現行会則		改定会則	
		第19条 (変更手続)	会員が会員種別の変更を希望する場合には、毎月10日(応当日が休館の場合は前営業日)までに本クラブ指定の変更届を提出するものとし、翌月1日からの変更となります。電話・Webメール・本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認めません。
第20条 (諸規則の厳守)	会員及びビジターは本会則、施設利用規定、及び本クラブ指導員・従業員からの指示を厳守しなくてはなりません。また施設内の秩序を乱す行為をしてはなりません。	第20条 (諸規則の遵守)	会員は、本クラブの諸施設の利用にあたり、本会則および施設利用約款を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従っていただきます。
第21条 (変更手続き)	1. 会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに本クラブに変更を届け出るものとします。 2. 本クラブの会員に対する個人への通知及び連絡は会員の届け出た住所又はEメールアドレスにすれば足りるものとします。	第21条 (変更事項の届出)	会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに本クラブに変更を届け出るものとします。 第26条(通知方法)
第22条 (閉鎖又は利用制限)	1. 本クラブは、次の各号のいずれかに該当する場合、施設の全部または一部を閉鎖又は利用制限することができるものとします。 ①法令が制定・改廃されたとき ②行政指導を受けたとき ③天災・地震その他不可抗力の事態が発生したとき ④著しい社会経済情勢の変化があるとき ⑤その他やむを得ない事由があるとき 2. 前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、本クラブは理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、会員及びビジターはこれに異議を述べないものとします。 3. 第1項の場合において施設を閉鎖するときは、本クラブは損害賠償等の責任や受領済みの会費等の返金義務を一切負うことなく会員との契約を解除できるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。 4. 第1項の場合において施設の一部を閉鎖又は利用制限するときは、本クラブは損害賠償等の責任や受領済みの会費等の返金義務を一切負うことはないものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。	第22条 (店舗の閉鎖・休業)	1. 次の各号に該当し施設の利用に支障が生ずる場合には、本クラブまたは会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。 ①法令が制定・改廃されたことにより、施設の利用に支障が生じたとき ②気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき ③施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき ④安全を維持できない等と本クラブが必要と判断した場合 ⑤経営上必要があると認められたとき ⑥その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと本クラブまたは会社が判断したとき 2. あらかじめ休業が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。 3. 本状に基づく休業期間が15日を超えた場合には、当該休業期間の日割相当分の支払済み会費を以後の会費に充当することとします。
		第23条 (放置物の取り扱い)	本クラブにおける退会・除名または契約ロッカー解約後の放置物について、会社は1ヶ月間保管するものとし、その間に受取りが無い場合、会員は一切の権利を放棄したものと、会社にて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合、会社は上記期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。
第23条 (個人情報保護)	本クラブの保有する会員の個人情報においては、本クラブが別途定める個人情報保護方針に従って管理します。	第24条 (個人情報保護)	会社は、会社及び本クラブの保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。
第19条 (会費等の変更)	本クラブは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会情勢の変動に基づいて変更することができます。かかる場合、本クラブは1ヶ月前までに本クラブ所定の方法で表示するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。	第25条 (諸会費等の変更)	本クラブは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸会費を、社会情勢の変動に基づいて変更することができます。
		第26条 (通知方法)	本クラブまたは会社から会員に対する通知は、会員から届け出のあった住所、電話番号またはメールアドレス宛に行うものとします。
第24条 (会則の改訂)	1. 必要と認めた場合、本クラブは会則の改訂を行う場合があります。 2. 改訂された会則は本クラブ所定の方法で表示されたときから効力を生じ、以後全会員に適用されるものとします。	第27条 (会則の改定)	1. 会社は必要に応じて本会則及びその他会社が定める諸規則を改定することができます。 2. 改定された会則は本クラブ所定の方法で告知されたときから効力を生じ、以後当該告知がなされた本クラブの全会員に適用されるものとします。
		第28条 (告知方法)	本会則及び会社の定める諸規則に関する告知は、HP及び本クラブ施設内に掲示する方法により行うものとします。
第25条 (合意管轄)	本会則に関する裁判上の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。		削除